

議 事 日 程 (令和元年12月10日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 報第5号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について
専第4号 専決処分書
- 日程第4 議第51号 教育長の任命につき同意を求める件
- 日程第5 議第52号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 日程第6 議第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第7 議第54号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第55号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第56号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第57号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第58号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第59号 安八町土地改良事業分担金徴収条例制定について
- 日程第13 議第60号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第61号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議第62号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議第63号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議第64号 議会改革特別委員会の設置について
- 日程第18 議会改革特別委員会の委員選任について
- 日程第19 議第65号 工事請負契約の締結事項の一部変更について
- 日程第20 議第66号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する

る協議について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山 中 美恵子

○出席議員（10名）

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美恵子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
建設調整監兼 産業振興課長 岡 田 立	総 務 課 長 山 田 靖
企画調整課長 大 平 共 美	会 計 管 理 者 堀 芳 弘
税 務 課 長 坂 優	住 民 環 境 課 長 吉 村 等
福 祉 課 長 坂 和 由	建 設 課 長 河 合 一
生涯学習課長 安 井 孝 行	学 校 教 育 課 長 堀 隆 志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 今 村 厚 士	書 記 定 益 直 子
書 記 土 岐 寿 徳	

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、改めましておはようございます。

12月に入りまして何かとせわしいところ、御出席まことにありがとうございます。これから本会議を始めたいと思います。令和元年第4回安八町議会定例会初日を始めたいと思います。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回安八町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定については、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、3番 傍嶋邦博君、4番 坂悟君に指名をいたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの10日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの10日間にすることに決定をいたしました。

議 長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和元年第4回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走の御多忙のところ御参集賜り、まことにありがとうございます。日ごろは町政発展のために格別の御尽力を賜り、心より感謝を申し上げます。

師走に入りまして、ことしも残すところあと20日余りとなりました。ことは元号が平成から令和へと変わり、また町といたしましては第五次総合計画後期基本計画の始まりの年でした。町財政にとって厳しい時期となっておりますが、新しい年には総合戦略を基盤とした明るい未来のために、一層努

力をいたします。

本議会は、議員の皆様の改選後の初めての定例会となります。

本日提案させていただきます主な案件ですが、任期満了に伴う教育長の任命同意を初め、条例制定・改正並びに補正予算など17議案でございます。個々の案件につきましては担当課長より御説明させていただきますので、それぞれ十分審議をいただき、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は簡潔明瞭をお願いをいたします。

議長 日程第3、報第5号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の1ページをお願いいたします。

報第5号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第5号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものとする。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

専第4号 専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項（平成30年安八町議会告示第1号）として、次のとおり専決処分する。

令和元年11月8日専決、安八郡安八町長。

ここでいいます議会の議決により指定された町長の専決処分事項とは、昨年、平成30年12月14日に開会されました安八町議会定例会最終日におきまして、議会の権限に属する軽易な事項として、地方自治法第96条第1項で規定

する議会での議決事件の中で、和解及び損害賠償の額が1件当たり30万以下の場合、地方自治法第180条第1項の規定により、安八町議会が町長の専決処分事項として指定され、またその指定に係ります議会の議決をいただいておりますので、今回、専決処分をさせていただいたものでございます。

また、同法第180条第2項の規定により、町長が専決処分した場合は議会に報告しなければならないと規定されておりますので、今回、御報告申し上げますのでございます。

それでは、記といたしまして、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要につきましては、令和元年10月9日午前8時55分ごろ、安八町大野123番2地先の町道において、本町の職員の運転する公用車が相手方の所有する車両に衝突し、損害を与えたものでございます。

3. 和解の概要につきましては、相手方の損害が8万3,600円であることを確認し、安八町の過失を80%として、安八町が相手方の損害のうち6万6,880円を賠償するものでございます。

今後この事故に関して、双方一切の異議申し立て、請求を行わないこととするものでございます。

以上、御報告させていただきます。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、報第5号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告についてを終わります。

議 長 日程第4、議第51号 教育長の任命につき同意を求める件についてを議題といたします。

ここで、渡邊教育長本人の申し出により、退席をお願いしたいと思います。

〔教育長 渡邊均君 退場〕

議 長 提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第51号につきまして、まず議案を朗読、そしてその後、提案

説明をさせていただきます。

議第51号 教育長の任命につき同意を求める件。

教育長を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町牧878番地の1。氏名、渡邊均。生年月日、昭和28年7月25日生まれ。

それでは、提案説明をさせていただきます。

今回提案させていただきました渡邊均さんは、平成26年12月22日から現在に至るまで、5年間にわたりまして本町の教育委員、また教育長としてお世話になってまいりましたが、今年21日で任期満了となります。

新しい学習指導要領が2020年度より小学校から順に実施されます。新学習指導要領では、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱から成る資質・能力を総合的にバランスよく育てていくことを目指しております。地域との連携を深めるコミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動の推進、及び小学校中学年から外国語教育を導入し、小学校におけるプログラミング教育を必修化するなど、社会の変化を見据えた新たな教育へと進化いたします。

こういった状況を鑑み、渡邊均さんは、人格も高潔であり、当町の教育行政に精通されてみえますので、本町の教育長として適任であると考えております。引き続き教育長としてお世話になり、さらなる御活躍を期待しておりますので、本日提案申し上げ、任命の同意をお願いするものでございます。

どうぞ任命につきまして御同意を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議 長 本件については質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第51号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

〔教育長 渡邊均君 入場・着席〕

議 長 ここで、新渡邊教育長より御挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

教育長 渡邊均君。

教育長 ただいまは皆様方の任命同意をいただきまして、まことにありがとうございます。身に余る光栄に存じます。

もとより浅学非才な未熟者でございますが、引き続き新学習指導要領の趣旨の実現と町長のまちづくり、人づくりの意を受けながら、微力でございますが、この重責を全ういたしたいと存じます。

そのために、プログラミング、ICT教育の推進、英語教育の充実等、子供たちの学習改革、ラーニングリフォームと2学期制の充実、コミュニティ・スクールの設置など、学校の体制改革、システムリフォームという二本柱を掲げ、一年一年より質の高い教育を運営していく所存でございます。

つきましては、皆様方を初め、県教育委員会と関係機関のお力添えをいただき、安八町の発展につながるよう全身全霊で精進いたしますので、御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 教育は大事ですので、よろしくお願いたします。

議 長 日程第5、議第52号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の5ページをお願いいたします。

議第52号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第52号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職における臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化及び会計年度任用職員制度の整備を実施することを目的とし

た地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号・同年5月17日公布）が令和2年4月1日から施行され、新たに会計年度任用職員制度が創設されます。それに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等を定めるため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、7ページをお願いいたします。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

以下は、7ページから22ページにわたりにまして、目次にございます第1章、総則から第5章、雑則まで全部で32条の条文並びに附則で構成します新規の条例でございます。

まず第1条は、本条例の趣旨を規定しております。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものでございます。

次の第2条は、本条例で用いる用語を定めるものでございます。

次の第3条は、本条例における会計年度任用職員の給与を定義するものでございます。同条第1項において、本条例における給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいいまして、またパートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいいます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

第4条から第6条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員における給料は、18ページから22ページまでの別表第1に定めます給料表並びに別表第2に定めます等級別基準職務表を適用しまして、任命権者が決定するものでございます。

中ほど、第7条は、フルタイム会計年度任用職員における給料の支給については、常勤職員の規定を準用するものでございます。

次の第8条は、フルタイム会計年度任用職員における通勤手当は、常勤職員と同様の基準で支給するものでございます。

8ページの第9条から、1枚はねていただきました10ページの第14条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員における時間外勤務手当やその他の手当を支給する規定でございます。

1枚はねていただきまして、10ページをお願いいたします。

10ページ一番下の第15条は、任期が6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員に常勤職員と同様の基準で期末手当を支給するものでございます。なお、期末手当の支給割合は、「100分の130を超えない範囲内で任命権者が定める割合」を支給すると読みかえる規定でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

第16条は、勤務時間1時間当たりの給与額の算出方法を定めるものでございます。

次の第17条は、フルタイム会計年度任用職員が欠勤の場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たり給与額を減額するものでございます。

1枚はねていただきまして、12ページの第18条から17ページの第28条までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の報酬、諸手当等を規定するものでございます。先ほど御説明いたしましたフルタイム会計年度任用職員の説明内容と同様でございますが、異なる点についてのみ御説明させていただきます。

12ページの第18条の規定において、パートタイム会計年度任用職員は、月額、日額並びに時間額、時給でもって報酬を支給するものでございます。フルタイム会計年度任用職員では給料という名称で支給されますが、パートタイム会計年度任用職員では報酬という名称で支給されることとなります。

また、第19条の特殊勤務に係る報酬から、1枚はねていただきました第22条の夜間勤務に係る報酬まで、これらの勤務に係ります手当の支給につきましては、全て報酬という形で支給されることとなります。

1枚はねていただきました14ページをお願いいたします。

一番下の第24条の規定において、パートタイム会計年度任用職員は、1週間当たりの勤務時間が著しく短い者を除き、常勤職員と同様の基準で期末手当を支給いたします。なお、期末手当の支給割合はフルタイム会計年度任用職員と同様でございます。

1枚はねていただきまして、最後の17ページをお願いいたします。

第29条は、パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担したときは、その旅行に係る費用弁償を支給いたします。

次に第30条は、会計年度任用職員の給与から控除するものは、常勤職員の規定を準用するものでございます。

次に第31条は、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、職務の特殊性等を考慮し、町長が別に定めるものでございます。

最後の第32条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとい
う委任規定でございます。

最後に、附則をお願いいたします。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第52号は、会期内の総務産建常任委員
会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は会期内の総務産建常任委員
会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第6、議第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の23ページをお願いいたします。

議第53号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職における臨時・非常勤職員の任用根拠の
明確化・適正化及び会計年度任用職員制度の整備を実施することを目的とし
た地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29
号・同年5月17日公布）が令和2年4月1日から施行され、新たに会計年度
任用職員制度が創設されます。それに伴いまして、町の関係条例を整備する
ため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、25ページをお願いいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

以下は、25ページから30ページにわたりまして、第1条から第11条まで合計で11件の関係条例の改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

関係条例の第1条から第11条までに係ります新旧対照表でございます。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

それでは、関係条例の第1条関係では、安八町職員定数条例新旧対照表でございます。

本条例の第1条の規定は、職員に関する定義を規定するものでございます。第1条第1項の規定で、ここでは略としてありますが、職員とは、町長、公営企業、教育委員会等が所管する事務部局に常時勤務する地方公務員をいいます。同条第2項における改正は、本条例第2条で規定する職員定数の適用除外となります。臨時的任用職員の範囲を、臨時の職に関する場合における臨時的任用職員に限定するという規定を新たに加えるものでございます。

次の第2条関係では、安八町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表でございます。

まず、本条例の第2条第2項第3号の改正は、現行の地方公務員法第22条第2項から第7項までにおいて規定されています。臨時的任用につきましては、改正後の地方公務員法では第22条の3として規定されることに伴いまして、同法の規定を引用している条件つき採用について定めている規定について引用条項の改正を行うものでございます。

次の第10条の改正も同様でございます。

1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

第3条関係では、安八町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表でございます。

本条例の第3条の規定は、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が町長に対し、職員に係る報告事項を規定するものでございます。今回の改正は、改正後の地方公務員法第58条の2第1項において、同法の第22条の2第1項第2号に規定されますフルタイム会計年度任用職員については、人事行政運

営等の状況の公表の対象となることに伴い、その該当する職員の条文規定を新たに加えるものでございます。

次の第4条関係では、安八町職員の分限の手續及び効果に関する条例新旧対照表でございます。

今回の改正は、新たに第4条第6項の規定といたしまして、会計年度任用職員の任期が1会計年度限りとされることに伴い、会計年度任用職員に対する休職の期間について所要の改正を行うものでございます。

次の第5条関係では、安八町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表でございます。

今回の改正は、会計年度任用職員に対する減給の適用に関しまして、フルタイム会計年度任用職員には給料を支給しますが、パートタイム会計年度任用職員には、給料ではなく、安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第18条で規定されます報酬という支給となりますので、その規定を新たに加えるものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

次の第6条関係では、安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表でございます。

今回の改正は、改正前の「非常勤職員」の名称を地方公務員法第22条の2第1項に規定されます「会計年度任用職員」という名称に改正するものでございます。

次の第7条関係では、安八町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表でございます。

まず本条例の第7条第2項の改正は、会計年度任用職員には、期末手当の支給はありますが、勤勉手当の支給はございません。そこで、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給を定めるという規定から、今回の会計年度任用職員を除くという規定を加えるものでございます。

次の第9条の改正は、育児休業をした常勤職員は、職務の復帰に際しまして給料の号給を調整することはできますが、会計年度任用職員はそのような規定から除くという規定を加えるものでございます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

次の第20条第1項の改正は、部分休業をしている職員から会計年度任用職

員を除くという規定を加えるものでございます。

次に、新たに第20条第2項の規定といたしまして、会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合において、その勤務しない1時間につき、給与額を減額して支給することになりますので、会計年度任用職員給与条例での引用先条文をそれぞれ規定するものでございます。

次の第8条関係では、安八町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の新旧対照表でございます。

今回の改正は、新たに第5条第5項の規定といたしまして、給料を支給される職員の補償基礎額の算定方法につきまして、常勤職員の公務災害補償に係ります平均給与額の例によることとする規定を加えるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

次の第9条関係は、安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。

今回の改正は、法律改正に伴います関係条例の整備におきまして、安八町における非常勤の特別職職員に対して支給されています報酬及び費用弁償の額を定める別表の例規点検を行いましたところ、1枚はねていただきました11ページにございます改正後の別表中におきまして下線が引いてあります投票所の投票監視者から一番下の町史編集委員までの14の非常勤の特別職職員に対して支給する根拠規定が明確に規定されていなかったことが判明いたしましたので、今回それらの規定を明確化するものでございます。

11ページをお願いいたします。

第10条関係では、安八町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

今回の改正は、まず本条例の第19条の2の改正は、全部改正をいたします。会計年度任用職員の給与については、常勤職員の給与との権衡や、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定めることを規定するものでございます。

1枚はねていただきまして、12ページをお願いいたします。

次の第23条の改正は、職員に給与を支給する際に、給与から控除することができるものとして規定されます同条第8号の臨時職員に係る家賃の規定を削除することにより、号の繰り上げを行うものでございます。

次の第11条関係では、安八町職員の旅費に関する条例新旧対照表でございます。

まず本条例の第2条第1項第1号の改正は、フルタイム会計年度任用職員については常勤職員と同様に旅費を支給することになりますので、職員の範囲にフルタイム会計年度任用職員の規定を加えるものでございます。

次の第2条第2項の改正は、本条例におけるフルタイム会計年度任用職員における職務の級は、会計年度任用職員給与条例第4条で規定する給料表による職務の級とする規定を加えるものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

次の第3条第3項の改正は、先ほどの第2条の改正に伴いまして、地方公務員法の制定年、種別、番号を削除するものでございます。

以上が新旧対照表でございます。

議案書の30ページをお願いいたします。

附則となります。

第1項、施行期日といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項として、第8条で規定する条例改正に関する経過措置を規定するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第53号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第7、議第54号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の31ページをお願いいたします。

議第54号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第54号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の15ページをお願いいたします。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表でございます。

上段が第1条関係、下段が第2条関係、いずれも右列が改正後となります。議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきましては、令和元年分の12月支給分について、支給割合を100分の5、0.05カ月分引き上げるものでございます。

次に、第2条におきまして、令和2年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分するものでございます。これにより、年間の支給月数は4.5カ月となるものでございます。

議案書の本文、33ページにお戻りください。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定については平成31年4月1日から適用し、第2条の規定については令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第54号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は会期内の総務産建常任委員

会で審査していただくということに決定をいたしました。

議 長 日程第 8、議第55号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の35ページをお願いいたします。

議第55号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第55号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の16ページをお願いいたします。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表。

上段が第1条関係、下段が第2条関係、いずれも右列が改正後となります。常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきましては、令和元年分の12月支給分について、支給割合を100分の5、0.05カ月分引き上げるものでございます。

次に、第2条におきましては、令和2年度以降は6月期、12月期の期末手当が均等になるよう配分するものでございます。これによりまして、年間の支給月数は4.5カ月となるものでございます。

議案書本文の37ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定については平成31年4月1日から適用し、第2条の規定については令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第55号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第9、議第56号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の39ページをお願いいたします。

議第56号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第56号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づいて、安八町職員の給料表及び勤勉手当の支給率等の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の17ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例、第1条関係に係ります新旧対照表でございます。

右列が改正後となります。

本年の人事院勧告のポイントといたしましては、初任給及び若年層の号給引き上げによります平均改定率が0.1%の給料表の改定、またボーナス0.05カ月分の引き上げが行われました。

まず第18条の6において、勤勉手当の引き上げを行います。0.05カ月分の引き上げ分については、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分いたします。

第18条の6第2項第1号における一般職の12月支給分について、0.05カ月分となる100分の5を引き上げ、一般職は100分の97.5、特定管理職員にあっては100分の117.5とするものであります。

1枚はねていただきまして、18ページをお願いいたします。

給料表の改定でございます。

18ページが改正前、19ページが改正後でございます。

今回の改定によりまして、大学卒初任給であります1級25号給で1,500円引き上げを初め、若年層を中心に200円から2,000円の範囲内の引き上げを基本に改定を行うものでございます。

この後、23ページまでの左ページが改正前、右ページが改正後の給料表となります。

続きまして、24ページをお願いいたします。

第2条関係に係ります新旧対照表でございます。

右列が改正後となります。

まず第11条の2において、住居手当の改定を行うものでございます。同条第1項第1号並びに第2号において、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を「1万2,000円」から「1万6,000円」に引き上げ、また同条第2項において支給されます手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

第18条の6第2項第1号において、令和2年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分するものでございます。これによりまして、

一般職につきましては100分の95、特定管理職員にあつては100分の115とするものでございます。これにより、年間の支給月数は4.5カ月となるものでございます。

議案書本文の46ページ並びに47ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定につきましては平成31年4月1日から適用し、第2条及び附則第3条の住居手当の支給に関する規定につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第56号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第56号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第10、議第57号 安八町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長 坂優君。

税務課長 議案書49ページ、議第57号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第57号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、前納報奨金制度は、税収の早期確保や納税意識の向上を目的として創設されました。口座振替等の普及により納税の便宜が図られ、当初の目的は達成されています。さらには、税の負担の公平化を図るため、固定資産税に係る前納報奨金制度を廃止し、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、51ページをお願いいたします。

安八町税条例の一部を改正する条例。

安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）の一部を次のように改正する。
以下は改正条文でございます。

改正の内容につきましては、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。
議案資料の26ページをお開きください。

安八町税条例新旧対照表です。

右列が改正後となります。

固定資産税の納期前の納付について、ごらんいただいております51条におきまして規定しております。第1項において、1期分の納期にあわせて、納付期限が到来していない2期から4期までの納付額を納期前に納めることができることを定めております。第2項において、前もって納められた納付額について、その額に応じて前納報奨金として交付いたします率などを定めております。この第2項の全文を削除し、前納報奨金の交付を廃止とするものでございます。

議案書51ページに戻っていただきまして、附則をお願いいたします。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第57号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第57号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第11、議第58号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の53ページをお願いします。

議第58号につきまして朗読説明申し上げます。

議第58号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正、並びに成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、55ページをお願いいたします。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の27ページをごらんください。

条例の新旧対照表、左が改正前、右側が改正後でございます。

本条例は、家庭的保育や小規模保育、また事業所内保育などに関して、その設備や運営基準について定めるものでございます。

この家庭的保育事業とは、3歳未満の保育を行うもので、3歳になっても途切れることなく教育や保育が提供されるよう、こども園などと連携協力する施設を確保しなければならないとされており。また、食事の提供についても、原則その事業所内で調理しなければならないとされており。しかし、現状では、連携協力施設の確保や事業所内での調理への移行が進んでいないため、このたび一部の規定を緩和するというものが改正の主な内容でございます。

第6条に、その連携施設の確保が著しく困難な場合は、その確保を不要とする規定を第4項として新たに追加する一方、国の助成や市町村が補助をしている施設については連携する協力者を確保しなければならないという規定を第5項として追加するものでございます。

27ページの下でございます第16条では、食事提供の特例条件について、調理業務を適切に遂行できる能力を有する規定を削除し、乳幼児の発達段階や健康状態に応じた食事の提供や配慮は適切に対応でき得ることで足りるとい

う改正を行うものでございます。

同条第2項に、外部から搬入できる食事ですが、外部から搬入できる施設に学校給食法で定める施設を第3号として新たに加えるものでございます。

第23条第2項第2号では、成年後見制度の利用の促進に関する法律の改正により、号番号を4号から3号へと繰り上げるものでございます。

次に、29ページのほうでございます。

第37条第1項第2号では、括弧書きの制定年を削除し、第5号として離島地域での対応について追加するものでございます。

第45条に、第2項として連携施設に関する特例を追加するものでございます。

附則の第2条では、食事提供の経過措置として、家庭的保育事業全般を対象とするため、不要部分を削除するものでございます。

附則第3条では、本条例第45条第2項に連携施設の特例を追加したことから、不要となる部分を削除し、また連携施設の経過措置をさらに5年間延長して10年とする改正でございます。

議案書の56ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第58号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第58号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということに決定をいたしました。

議長 日程第12、議第59号 安八町土地改良事業分担金徴収条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の57ページをお願いいたします。

議第59号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第59号 安八町土地改良事業分担金徴収条例制定について。

安八町土地改良事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、県営土地改良事業の実施に伴い、受益者負担金等を徴収するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第3項の規定により、本条例を制定するものでございます。

1枚はねていただきまして、59ページをお願いいたします。

安八町土地改良事業分担金徴収条例。

以下、条例本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料31ページをお願いいたします。

本条例の主な事項でございます。

背景といたしまして、現在、牧地区で令和3年度から土地改良事業、いわゆる圃場整備が実施できるよう準備を進めているところでございます。圃場整備の実施により利益を受ける土地所有者、耕作者などから分担金、いわゆる受益者負担金を徴収するため、土地改良法の規定により本条例を制定するものでございます。

第1条では、本条例の制定目的、第2条では、土地改良事業によって利益を受ける者から分担金を徴収し、その分担金の額は、土地改良事業の区域内にある農地面積に応じた額とすることを規定しており、第3条では、分担金の徴収方法としては、一時払いもしくは分割支払いができる規定を、第4条では、災害など特別な理由がある場合には、分担金の減額、免除などの減免規定について、第5条では、分担金の特例として、土地改良事業完了後8年以内に農地以外に転用された場合には特別徴収金の納付が必要になることを規定し、第6条は委任規定でございます。

議案書の60ページにお戻りをいただきまして、附則でございます。

施行期日等として、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

右のページへ移りまして、第2項、安八町土地改良事業分担金徴収条例（昭和40年安八町条例第1号）は、廃止する。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第59号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第59号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたしまして、15分から再開をいたします。よろしくお願ひします。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時15分 休憩)

議長 再開をいたします。

議長 日程第13、議第60号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の63ページをお願いいたします。

議第60号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第60号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について。

安八町水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、水道法（昭和32年法律第177号）及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、65ページをお願いいたします。

安八町水道給水条例の一部を改正する条例。

安八町水道給水条例（平成10年安八町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第29条に次の1号を加える。第3号、法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき、1件につき1万円。

こちらは、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者に5年ごとの更新制度が設けられたため、更新手数料1万円を規定するものでございます。

続きまして、第32条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

こちらは、水道法施行令の一部改正により、民間の水道事業者の届け出基準に関する規定が設けられ、引用する政令の条文が繰り下がったため、改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

なお、議案資料32ページに本条例の新旧対照表をつけております。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第60号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第60号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということに決定をいたしました。

議長 日程第14、議第61号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

順次、提案説明を求めます。

初めに、総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の67ページをお願いいたします。

議第61号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第61号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,743万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億1,778万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

69ページには歳入、70ページには歳出でございます。

いずれも補正前の額55億9,035万4,000円から補正額2,743万1,000円を増額し、56億1,778万5,000円とするものでございます。

続きまして、71ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、72ページをお願いいたします。

最下段の款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額840万5,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、73ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

歳出のうち、上段の議会費の節区分の3. 職員手当等、4の共済費、また73ページ下段の民生費以降、並びに1枚はねていただきました75ページ下段の衛生費の節区分2の給料、3の職員手当等、4の共済費の人件費関係につきましては、令和元年8月7日付で一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づきまして、本議会定例会に上程しております議第56号の安八町職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして総額45万8,000円増額をお願いするものでございますので、これ以降の御説明は省略させていただきます。

補正予算の76ページ、最後のページをお願いいたします。

款項とも消防費、目、災害対策費、補正額、増額の82万6,000円でございます。財源内訳といたしましては、特定財源で、県支出金の避難所環境整備事業費補助金41万3,000円でございます。

節区分の備品購入費は防災事務経費で、災害時の避難所において、高齢者、障害者、子供、妊産婦、女性などの要配慮者の避難所での生活の改善につなげるために必要とする資機材等を整備するものでございます。

議長 続きまして、企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、企画調整課分でございます。

73ページ、中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の125万円。節区分19. 負担金、補助及び交付金、補助金で125万円。地方創生事業といた

しまして、定住促進、住宅取得助成金でございます。申請件数の増により補正をお願いするものでございます。

議長 次に、住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 同じく73ページ、最下段の表をお願いします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、国民年金事務費、補正額12万8,000円のうち、委託料の人件費につきましては9万9,000円について御説明します。特定財源としては、国庫支出金、民生費委託金、国民年金事務費委託金9万9,000円。節区分としまして、最下段から次ページにわたる委託料の業務委託9万9,000円は、国民年金の免除、また猶予に関する様式改正に伴うシステム改修経費でございます。

議長 最後に、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 ページは74ページをお願いします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、身体障がい者福祉費、補正額、増額の2,433万7,000円。特定財源の国庫支出金1,211万3,000円は、障害者自立支援給付費負担金327万8,000円、そして障害児入所給付費等負担金850万円及び市町村地域生活支援事業費補助金33万5,000円でございます。また、県支出金の605万6,000円は、障害者自立支援給付費負担金588万9,000円及び市町村地域生活支援事業費等補助金16万7,000円でございます。心身障害者福祉に係る事務経費として、節区分の役務費の手数料11万円は、支払い件数の増加による不足分、委託料の業務委託67万円及び扶助費の2,355万7,000円は、いずれも障害者サービス利用者の増加による不足分を補正するものでございます。

続きまして、目の後期高齢者医療費、補正額、増額の6万1,000円。特定財源の県支出金4万5,000円は、後期高齢者医療保険保険基盤安定負担金です。節区分の繰出金は、保険基盤安定負担金の額の確定により補正するものでございます。

続きまして、75ページをお願いします。

項、児童福祉費、目、保育所費、補正額、増額の40万円。特定財源の国庫支出金20万円並びに県支出金10万円は、ともに保育所運営費負担金です。こども園に係る事務経費として、節区分の委託料、業務委託は、広域入所者の増加による不足分を補正するものでございます。

以上で、令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第61号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第61号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第15、議第62号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議案書77ページの議第62号を朗読して説明させていただきます。

議第62号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億673万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、79ページ、第1表 歳入歳出予算補正。単位はいずれも1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出の款項ごととなっております。歳入歳出とも補正前16億585万円、補正額、増額の88万2,000円、計16億673万2,000円となっております。

裏面でございます。

80ページ、歳入の内訳でございますが、特定財源ですので、次ページの歳出で御説明します。

81ページ、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額88万2,000円。特定財源としまして、国庫支出金88万2,000円、国保のシステム開発費等補助金でございます。節区分として、委託料の業務委託88万2,000円は、オンライン資格確認の実施に伴う国保制度関係事務の準備としまして行うシステム改修の委託料でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第62号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第62号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第16、議第63号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 それでは、83ページの議第63号について朗読説明させていただきます。

議第63号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,343万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、85ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。上段が歳入、下段が歳出の款項ごとでございます。単位はいずれも1,000円でございます。

いずれも補正前の額1億7,337万7,000円、補正額、増額の6万1,000円、計1億7,343万8,000円でございます。

1枚はねていただきまして、裏面でございますが、86ページ。

歳入の内訳でございます。

款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、保険基盤安定繰入金、補正額6万1,000円。受け入れの保険料の軽減額に係る保険基盤安定繰入金として一般会計から繰り入れるものでございます。

87ページでございます。

歳出の内訳でございます。

款項目ともに後期高齢者医療広域連合納付金。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金6万1,000円は、基盤安定負担金として一般会計から繰り入れを行いまして、後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第63号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第63号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第17、議第64号 議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。提案説明を求めます。

大平文雄君。

5 番 それでは、朗読させていただきます。

発案書。

議第64号 議会改革特別委員会の設置について。

議会改革特別委員会の設置について、別紙のとおり発案する。

令和元年12月10日提出、提出者、安八町議会議員 大平文雄、賛成者、安八町議会議員 渡邊明博、安八町議会議員 岩田讓治、安八町議会議員 坂悟。安八町議会議長 山中美恵子様。

議会改革特別委員会の設置について。

議会改革について調査研究を行うため、全議員をもって構成する議会改革

特別委員会を設置し、これに調査研究を付託するものとする。

なお、本委員会は、議会の閉会中も調査研究できるものとし、議会在本調査の終了を議決するまで継続するものとする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第64号 議会改革特別委員会の設置については原案どおり可決しました。

議長 日程第18、議会改革特別委員会の委員選任についてを議題とします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により、議員全員を指名することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会の委員は、議員全員を選任することに決定をいたしました。

これから、議会改革特別委員会において、委員長及び副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩いたします。再開は45分。45分までに早く決めましょう。よろしくお願いいたします。

(午前11時37分 休憩)

(午前11時45分 休憩)

議長 再開をいたします。

ただいまから、議会改革特別委員会の委員長並びに副委員長を報告いたします。委員長に大平文雄君、副委員長に岩田讓治君でございます。

議 長 日程第19、議第65号 工事請負契約の締結事項の一部変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の93ページをお願いいたします。

議第65号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第65号 工事請負契約の締結事項の一部変更について。

令和元年6月21日に議決された議第34号 工事請負契約の締結（旧水道管理棟撤去及び配水池築造工事）について、次のとおり変更するものとする。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、契約金額「4億8,600万円」を「4億9,500万円」に変更する。現在、上水道配水場の耐震化に伴う一連の工事を進めているところでございますが、10月1日の消費税率の改正に伴い、契約金額が900万円増額となりますので、今回、変更をお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はないですか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第65号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第20、議第66号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、議案書の95ページ並びに議案資料の一番最後の33ページをそ

れぞれお願いいたします。

議第66号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第66号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が脱退すること、並びに岐阜県市町村職員退職手当組合同約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号許可）の一部を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和元年12月10日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、97ページをお願いいたします。

岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約。

岐阜県市町村職員退職手当組合同約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号許可）の一部を次のように改正する。

議案資料がございます別表中から「、中濃地域農業共済事務組合」及び「、東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済事務組合」をそれぞれ削るものがございます。下線が引いてある箇所でございます。

附則といたしまして、この規約は、令和2年4月1日から施行するものがございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第66号は原案どおり可決しました。お諮りします。

各委員会での審査のため、12月11日から12月18日までの8日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、12月11日から12月18日までの8日間を休会することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会をいたします。御苦労さんでございました。

(散会時間 午前11時50分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月10日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 傍 嶋 邦 博

議 員 坂 悟

